

申し入れ（全労働省労働組合和歌山支部）議事概要（平成30年10月11日）

和歌山労働局長（当局）は、平成30年10月11日（火）に全労働和歌山支部執行委員長（全労働省労働組合和歌山支部）から、秋季統一要求等に係る申し入れを受け、その対応を行った。

この申し入れの概要は、次のとおりである。

【全労働和歌山支部】

1 労働行政体制の拡充について

「行政機関の職員の定員に関する法律（総定員法）」を廃止するとともに、新たな「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針（定員合理化計画）」を策定しないこと、行政運営に必要な定員を十全に確保すること。また、「働き方改革」をはじめ、働く者の権利と生活を守る労働行政の推進に相応しい体制確立のため、労働行政職員を大幅に増員するとともに、抜本的な業務簡素・効率化を早急に策定し、直ちに実施すること。

2 労働基準監督署の組織・業務改革について

労働基準監督署の組織・業務改革の具体化を直ちに中止・撤回し、すべての問題点を解決し得る抜本の見直しを行うこと。

3 賃金の改善等について

官民較差に基づく給与・処遇の改善を図ること。特に、通勤手当、地域手当といった生活に直結する手当を改善すること。

4 非常勤職員の労働条件改善について

非常勤職員制度抜本的に見直し、雇用の安定及び均等待遇を図る法制度を整備すること、期間業務職員の更新に係る公募要件は、人権を侵害して深刻な精神的負担をもたらすとともに、労働行政に求められる専門性維持を困難にするため撤廃すること。

以上を踏まえ、ここに秋季統一要求書等を提出するので、各々の要求項目について誠実な対応を要望する。

【当局】

要求事項については、内容を検討の上、関係機関に働きかけてまいりたい。